

報告タイトル(\*日本語と英語両方ご記入ください)

ものを言う大衆:現代中国における陳情の制度的起源と実態

“Petition and Repression in the early years of the People’s Republic of China”

氏名(所属)

周 俊(同志社大学)

ZHOU Jun (Doshisha University)

要旨(800字程度)

本稿の目的は、中華人民共和国成立前後の時期(1940~60年代)に遡って、陳情制度の起源と運用実態を歴史的に考察することである。社会学者の費孝通の言説・「訴訟のない社会」が代表しているように、伝統中国では、社会の末端に生きる大衆は、従順かつ勤勉で、不平不満があったとしてもそれを為政者に訴えることをしないと思われがちである。これに対して本稿は、「下から」の視点で陳情の問題に着目し、異なる歴史像・大衆像を提示した。

人民共和国成立初期の1951年から整備され始めた中国の陳情制度には、今日に通底する特徴は3つある。すなわち、(1)問題の実質的な処理は末端の指導機関に差し戻されるという「属地原則」が定められたこと、(2)陳情する主体に制約があること、(3)陳情者が陳情処理のプロセスを確認し追跡できない、などの3点である。制度の由来については、処理の手続きや具体的な方法といった実務の面で、中国共産党が自らの実践の中で次第に整えていったと考えられるが、「大衆とのつながり」といった理念の側面でソ連の影響を強く受けていたのである。

1950年代から共産党政権の各機関が受け付けた陳情の量は年間数十万件を軽く超える規模になっていた。ところが、毛沢東らはソ連に習って陳情制度を「大衆とのつながり」を強化する方法として重視していたが、制度のスムーズな運用を妨げる要素が複数存在した。中でも、陳情者の意見や要望を却下し、ひいては陳情者の自由を制限する権限が各級機関に付与されたという問題は特に重要である。事実、多くの指導機関はこの権限を陳情狩りに都合よく利用していた。また、陳情書簡の上申を遮断する装置、すなわち信書郵便物の検閲も警察の内規で認められていた。人民共和国初期から、この検閲の権限はすでに乱用される傾向が強く、大衆が毛沢東へ送った陳情書簡が途中で地方の公安機関に遮断された事例も少なくなかった。このような「大衆とのつながり」という陳情制度の根本理念は、まさに「官尊民卑」や「官上民下」という伝統中国の政治構図を体現するものであった。